

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

[前連結会計年度] (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	112,415	21,901	1,902	136,220	—	136,220
(2) セグメント間の内部経常収益	356	438	1,183	1,978	(1,978)	—
計	112,772	22,340	3,085	138,198	(1,978)	136,220
経常費用	72,887	20,693	991	94,572	(1,977)	92,594
経常利益	39,885	1,646	2,094	43,626	(0)	43,625
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	7,614,135	65,999	30,229	7,710,363	(78,853)	7,631,510
減価償却費	5,074	818	51	5,943	—	5,943
減損損失	91	—	—	91	—	91
資本的支出	5,042	934	67	6,044	—	6,044

(注) 1. 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

[当連結会計年度] (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	118,889	22,839	2,402	144,130	—	144,130
(2) セグメント間の内部経常収益	404	382	1,182	1,969	(1,969)	—
計	119,294	23,221	3,584	146,100	(1,969)	144,130
経常費用	84,805	22,835	1,940	109,581	(1,971)	107,609
経常利益	34,489	385	1,644	36,519	2	36,521
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	7,973,621	68,964	33,950	8,076,536	(89,938)	7,986,598
減価償却費	5,113	784	85	5,983	—	5,983
減損損失	62	—	—	62	—	62
資本的支出	7,310	956	255	8,521	—	8,521

(注) 1. 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

当連結会計年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

前連結会計年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

当連結会計年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

連結リスク管理債権

■連結リスク管理債権

(単位: 百万円)

	平成28年3月31日	平成29年3月31日
破綻先債権額	5,509	4,624
延滞債権額	56,992	56,960
3ヵ月以上延滞債権額	1,070	1,522
貸出条件緩和債権額	44,012	41,857
合計	107,585	104,965

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。